

# 鳴沢村第6次長期総合計画策定支援業務委託仕様書

## 1 委託業務名

鳴沢村第6次長期総合計画策定支援業務委託

## 2 委託等の場所

鳴沢村全域

## 3 趣旨

本仕様書は、鳴沢村（以下「発注者」という。）が実施する第6次長期総合計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めるものとする。

## 4 目的

本村では、“心地よく健やかに暮らせるために みんなでつくる鳴沢村”を将来像として村づくりを進めるため、平成29年に10年間の総合的なまちづくりの指針となる鳴沢村第5次長期総合計画を策定した。また、平成27年度には、まち・ひと・しごと創生法に基づく鳴沢村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン／総合戦略を策定し、村社会の持続可能性を確保し、中長期的な人口の確保、少子高齢化を抑制するための施策に取り組んできた。

長期総合計画および人口ビジョン／総合戦略の計画期間は令和8年度であり、改定時期を迎えていることから、長期総合計画および総合戦略人口ビジョンを見直し、統合した計画策定に係る支援業務を委託するものである。

## 5 計画の構成と期間

各計画等の構成と期間は下記のとおりである。なお、社会情勢の変化や策定段階における議論の変遷の過程で変更する場合がある。

### （1）長期総合計画

#### ア 基本構想

まちづくりの基本理念や本村が目指すまちの将来像、将来像を実現するための重点方針を示すもので、基本計画の基礎となる構想である。計画期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とする。

## イ 基本計画

基本構想に掲げた将来像を具体化し、多岐にわたる施策・事業を展開していくため、各部門における具体的な諸施策や整備事業を体系的に計画するものである。計画期間は令和9年度から令和13年度までの5年間を前期計画、令和14年度から令和18年度までの5年間を後期計画とし、今回は前期計画を策定する。

### (2) 人口ビジョン

将来の目指す方向性や人口の将来展望を定めるもので、国の長期ビジョンの期間と同様に令和42（2060）年までを期間として策定している。今回、直近の国の方針や社会経済動向の変化を踏まえ、見直しを行う。

### (3) 総合戦略

国の総合戦略に設定された4つの政策分野を参考に基本計画を設定しており、長期総合計画と一体的に推進することとする。

次期総合戦略は、長期総合計画と統合して策定する。

## 6 委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

## 7 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

### (1) 基礎調査の実施および分析

本村を取り巻く状況の把握として、社会・経済情勢等の整理を行うとともに、課題の整理および総合計画策定の視点を取りまとめるものとする。

### (2) 人口ビジョンの作成

本村の人口動向を分析し、将来人口の推計・分析、人口の変化が地域の将来に与える影響を分析・考察する。

### (3) 現行計画の検証

鳴沢村第5次長期総合計画および第2期鳴沢村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン／総合戦略について各種施策、KPIの進捗状況を把握し、整理する。

(4) 職員研修および作業部会の実施支援

- ・鳴沢村職員を対象とした研修会を開催する。(1回)
- ・計画策定のため組織する作業部会の運営にあたり、必要な資料の作成、説明等の支援を行う。(4回程度)  
また、作業部会の開催後、作業状況・成果の報告を行う。

(5) 村長インタビューの実施

鳴沢村長期総合計画に対する村長の基本的な考え方を把握し、本計画の基本的な方向性を検討するため、村長へのインタビューを実施する。

(6) アンケート調査の実施・分析

村民の意見を計画策定の参考とするため、令和8年4月1日時点で住所を有する15歳以上の全村民(2,800名程度)を対象にアンケート調査を実施し、回答内容を分析する。

アンケート調査の内容および実施方法は、発注者と協議して決定するものとする。

(7) 総合計画骨子案・基本構想案・基本計画案・総合戦略案の作成

(1)～(6)で得られた結果をもとに、計画の骨子案および基本構想案、基本計画案、総合戦略案を作成する。

(8) パブリックコメントの実施支援

本村が実施するパブリックコメントの支援を行う。

(9) 審議会の実施支援

必要に応じて開催する審議会の運営にあたり、必要な資料の作成、説明等の支援を行う。(4回程度)  
また、審議会の開催後、作業状況・成果の報告を行う。

(10) その他の助言等

本仕様書では、業務の提案をするにあたり最低限の必要事項を記載しており、記載のない事項について提案を妨げるものではない。

## 8 提出物・成果品

受託者は本業務の着手・完了にあたり、本村の契約約款に定めるものほか、以下の書類を提出すること。

### (1) 実施計画書

受託者は、業務履行開始にあたり、実施計画書および工程表を作成し、発注者に提出すること。

### (2) 成果品

- ・鳴沢村長期総合計画
- ・鳴沢村長期総合計画の概要版
- ・住民アンケート結果報告書

上記2つの電子データ（P D F及び加工可能なデータ形式）をC D – RまたはD V D – Rに格納して提出するものとする。

### (3) その他の報告書

受託者は、発注者から上記に定めのない報告書等の提出を求められた場合は、発注者と協議の上で別途作成し提出すること。また、発注者の求めに応じて証拠書類を提出すること。

## 9 留意事項

- (1) 成果品の所有権、著作権、利用権の帰属については、すべて発注者に属するものとする。
- (2) 受託者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者へ報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故について、大小に関わらず発注者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応するものとする。
- (5) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供等を行ってはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や記載事項を変更する必要があるときは、双方が協議して定めるものとする。